

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	行政部、市民病院、薬科大学
種類	隨時監査
監査日	令和2年7月27日
提出日(最新提出日)	令和3年4月27日
担当	薬科大学事務局庶務会計課(TEL237-3931)

指摘事項	措置状況
(市民病院、薬科大学) 1 個人情報保護の徹底について 岐阜市個人情報保護条例第3条第2項は、職員又は職員であった者が職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また同条例第2条第1項第2号は、個人情報について、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」をいう」と規定しており、メールアドレスは、そのメールアドレスから特定の個人が識別され得る場合、同条例の個人情報に該当する。 加えて、同条例第7条は、市長、公営企業管理者など実施機関は、個人情報の改ざん、滅失、毀損、漏えいその他の事故を防止することについて必要な措置を講じなければならない旨規定している。そして、本市の行政情報セキュリティ対策基準は、複数人に電子メールを送信する場合、必要がある場合を除き、他の送信先のメールアドレスが分からないようにしなければならないとしている。 しかしながら、令和2年6月、市民病院及び薬科大学の職員が、複数人に電子メールを一斉送信する際、当該複数人がメールアドレスを相互に見ることができる状態で送信した事案が生じた。 今後は、岐阜市個人情報保護条例を遵守するよう職員に一層の指導徹底を図るとともに、同様な事案が起こらないよう、必要な措置を速やかに講じられたい。	(薬科大学) 大学独自のメールシステムについて、大学教職員が複数人に電子メールを送付する際に、あて先を自動的にBCCに強制変更するように、システムの改修を行った。 全教職員を対象に研修を実施した。岐阜市職員のための情報セキュリティハンドブックを用いて、電子メールを送信する際の注意事項をはじめとした情報セキュリティに関する内容とした。